

教義第3575号

令和3年11月10日

各市町村（組合）教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長

教職員の服務規律の確保について

本県の教育行政の推進にあたり、日頃から御理解・御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、教職員の服務規律の確保については、平素から御配慮をいただいているところであり、県教育委員会においてもこれまで、あらゆる機会を通じて万全を期すよう繰り返し注意を喚起しているところであります。

しかしながら、この度、中学校教諭が生徒引率中の宿泊施設において、のぞき目的で女性浴場の脱衣室に侵入するという事案が発生しました。服務規律の確保について全教職員が取り組んでいる中で、教育公務員としての自覚を欠き、県民の信頼を著しく損なう行為が起きたことは、極めて遺憾であります。

つきましては、教職員一人一人が、勤務時間の内外を問わず、公務員として常に高い倫理観と使命感を持った行動を行うとともに、直近の事案や処分例を引用したり、具体的な内容に言及したりする職場内研修等を通じて、改めて綱紀粛正及び服務規律の徹底が図られるよう各市町村（組合）教育委員会におかれましても、特段の御指導をお願いします。

義務教育課 人事担当

Tel055-223-1757